

水戸地方裁判所委員会（第45回）議事概要

1 日 時

令和7年11月10日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

水戸地方裁判所大会議室

3 出 席 者

【委員】

秋山肇、井坂孝雄、井上淳生、小田部卓、河本雅也（委員長）、近藤誠之、関田國作、竹中大介、三上乃理子、宮崎健、谷萩百合子、吉田将治（五十音順 敬称略）

【事務担当者等】

清水秀次郎民事首席書記官、矢島敦刑事首席書記官、大沼剛事務局長、坂野喜隆事務局次長、内田圭介総務課長

4 議事

(1) 新任委員の紹介（井上委員、近藤委員）

(2) 第44回委員会（令和7年6月23日実施、テーマ「裁判員制度について」）以降についての報告

(3) 本日のテーマ「法教育について」

内田総務課長から、法教育についての児童・生徒等に対する水戸地裁の取組、教員に対する水戸地裁の取組、各取組の長所及び課題などを説明

(4) テーマについて意見交換をした概要（●委員長、○委員、■説明者）

○ さきほどの説明にあった夏休み裁判所ツアーについて、参加者はどのような点に期待して、申し込んでいるのか。

■ 夏休みの期間を利用して児童に様々な体験をさせたい、あるいは、普段なかなか赴くことのない裁判所に興味を持ってもらいたいと考える保

護者から積極的に御応募いただいているものと考えている。

- 県教育研修センターでは、新規採用研修や管理職研修など教員のキャリアに応じて定期的に研修を行っているので、そういった研修に法教育に関する講座を組み込んでもらうのが効果的だと思う。
- 夏休み裁判所ツアーはいつから開催されているのか。
- 令和4年から開催されている。
- 茨城県弁護士会では、子ども法律学校という企画を開催しており、法教育に古くから取り組んでいる。当初はなかなか参加者が集まらなかつたと聞いているが、学校に募集のチラシを配るなどして徐々に認知度を高め、また、教員とのつながりを深めるなどしてきた。こうした地道な活動の成果もあり、今では参加者が集まるようになっている。法教育に関する需要は潜在的にあるものと感じている。
- 裁判所としても夏休み裁判所ツアー以外にも参加対象の範囲を広げて法教育に関する取組を地道に行っていきたい。
- 学習指導要領に法教育が組み込まれたことにより、教育の現場には、既存のテキストの範囲を超えて、より工夫した授業をしたいと考える教員もいると思うので、例えば、夏休み裁判所ツアーの内容をDVDやテキストといった教材にするなどして教員に提供してみてはどうかと思う。出前講義や模擬裁判を実施するよりも手軽に法教育を授業に取り入れてもらうことができ、また、裁判所としてもより広い範囲にアプローチできるので、両者にとってメリットがあると思う。
- 確かに教材を作るというのは、効果的な取組になると思う。
- 出前講義や模擬裁判、団体による裁判所見学については学校を介して授業として参加する行事であり、夏休み裁判所ツアーについては学校を介さずに課外活動として参加する行事であるから参加に至る過程が質的に異なると思う。夏休み裁判所ツアーが好評だったことからすると、課

外活動においては、法教育に関する需要が高いことが伺える。

一方で、学校では決められた時間の中で決められた内容を教えなければならず、授業時間の余裕はほとんどないので、授業に出前講義や模擬裁判を取り入れることは、たとえ法教育に関心のある熱心な教員でも難しいと思う。出前講義や模擬裁判についても、学校を介さずに課外活動として実施すると制約が少ないと思う。例えば、夏休み期間に特化して打診することを検討してみてはどうかと思う。また、夏休み裁判所ツアーについても、夏休みの期間に集中して、複数回実施してみるとよいと思う。

私は県外の高校の非常勤職員もしているが、企画の情報は、県の学事課から各学校の教科主任等を経由して各教員に届くので、学事課に働きかけることにより効果的に各教員に情報提供することができると思う。

- 県消費生活センターでも消費者教育として学校に赴いて出前講座を行っており、実施先の新規開拓は課題となっているが、例えば、県内の教育事務所とつながることで、輪番的に実施できるのではないかと考えている。また、教員OBなどの教育関係者を非常勤職員として採用し学校とのつながりを作ることで、スムーズな実施につながるのではないかとも考えている。
- 出前講義や模擬裁判について、学校にアプローチをしていることだが、夏休み裁判所ツアーが好評だったことを考えると、PTAや保護者会に直接アプローチすることも一つの方法だと思う。
- 保護司としては、生徒・児童等に分かりやすく犯罪について教える必要があると考えている。例えば、校長会で法教育についての裁判所の取組を話してみてはどうかと思う。楽しく学ぶことも大切であるが、犯罪をしたらどうなるのかを厳しく考えてもらうことも大切である。
- 裁判所ではウェブサイトにて、動画配信や各種パンフレットの掲載、

企画の紹介などを行っているが、それらの取組がどの程度国民に浸透しているかという広報活動の効果についても検証する必要があると考える。

出前講座や模擬裁判については、実施をしてそれで終わりではなく、次へつなげていかないと、取組を広げていくことは難しいと思う。

私どもの機関では、金融に関する教育を行っており、直接お客様のところや金融機関に出向いて冊子を配布するなどし、いただいた声を広報部門に反映している。裁判所においてもそういった検証が必要だと思う。検証、改善の地道な積み重ねが、法教育の浸透には必要だと思う。

○ さきほどの説明にあった連絡協議会の構成メンバーに教員や教員組織は入っているのか。

■ 構成メンバーに教員や教員組織は入っていない。

○ 出前講義や模擬裁判については、学校に個別に打診するだけでなく、ウェブサイトで周知することにより、それを見た保護者から教員に情報提供があり申し込みに結びつくこともあると思う。

質問になるが、団体による裁判所見学について、学校以外にはどのような団体が見学に来ているのか。

■ 保護司会や社会福祉協議会、民生委員などの公共の団体や一般企業、自衛隊などにお越しいただいている。

○ 社会人になるまでは学校で法について学ぶ機会もあるが、社会人になるとなかなか法との接点もないで、学校以外で法教育を受けることができるというの、とてもよいことだと思う。例えば、社会人向けの裁判所ツアーのような行事を実施するとより効果的だと思う。

● 一般企業から講義の依頼を受けたこともあり、法教育については社会人からの需要もあると感じている。

○ 法教育を専門としている教員は少ないと思うが、法教育の中心となる教員を見つけていく、育てていくことが、法教育の普及・推進には効果

的だと思う。

- 大学のお笑いサークルで、法教育とお笑いを融合させる取組を実施したと聞いている。法教育の普及・推進の取組の一つとしてそういった方法もあると思う。
- S D G s については、国際連合広報センターが吉本興業とタイアップして啓発活動を行っていたと思う。法教育についても親しみやすくするという意味では、そういった方法もよいかもしれない。お笑いに限らず、異なる業種と連携することで、法教育の普及・推進につながると思う。
- 親しみやすくするというのは大切であると思う。

連絡協議会では、水戸地方検察庁及び茨城県弁護士会とも連携しているが、ここで、それぞれ法教育に関する取組について御紹介いただきたい。

- 検察庁の認知度は低いと感じており、検察庁の仕事に興味を持つてもらうことが検察庁における法教育の出発点となると考えている。

検察庁でも出前教室を行っており、警察官と検察官の役割の違いや刑事事件に関する手続についての説明などをしている。また、移動教室では検察庁の仕事を説明するとともに、取調室や証拠品の保管場所の見学などを行っている。検察庁は再犯防止も重要な職務の一つであり、その取組についても移動教室で説明している。

新しい制度として代表者聴取という児童が犯罪被害に遭った場合に警察や児童福祉士と連携して、児童の負担を少しでも軽くするための取組も行っている。

- 弁護士会ではすでに話したこども法律学校のほかに出前講義も行っているが、いじめ問題について講義をすることもあり、刑事だけでなく民事についても講義を行っている。

また、日弁連では高校生模擬裁判選手権という企画を行っているとこ

ろ、茨城県弁護士会では参加校の指導などを行っている。

法教育においては、熱心な教員とのつながりを深めることが大切だと感じている。実際に熱心な教員とつながったことで、毎年決まった日に法教育に関する企画を実施している中学校もある。つながりが途切れてしまうと再開が難しいこともあるので、継続することが大切である。

また、最近の学生はY o u T u b eを見ている人が多いので、Y o u T u b eの活用も一つの方法ではないかと思う。

私個人としても中学生の時に裁判を傍聴した際に、法廷で裁判を行う法曹三者に憧れてこの職業を目指すようになった。生の法廷のインパクトは大きいと思うので、法曹三者の人口を増やしていくためにも法教育に関する活動は大切だと思う。

- 司法修習生から、学生のころ裁判所の法教育の企画に参加してそれをきっかけに法曹三者を目指すようになったといわれたことがある。そのような話を聞くと効果を実感できて大変うれしいところである。

本日はたくさんの御意見をいただいたので一つ一つ検討していきたい。

5 次回のテーマ

「労働審判制度の運用状況について」

6 次回の開催期日

令和8年6月22日（月）午後1時30分から午後3時30分まで